

長屋王家木簡

1988年8月、平城京左京三条二坊八坪の発掘調査において、1条の溝から4万点にのぼる多数の木簡が出土した。その内容については現在なお検討中であるが、奈良時代初期の宰相・長屋王の家政に関わる木簡が大半を占めるものと判断し、「長屋王家木簡」と仮称して整理を進めている。

昨年度に同じ坪内の井戸から「長屋皇宮」と記す3点の木簡が出土したことと合わせ、発掘地の居住者を確定するとともに、その空前の点数と内容の豊富さは、古代史学・考古学にとって画期的な発見といつてよい。

1988年度に平城京左京三条二坊の調査全体で木簡が出土した遺構と、その大まかな点数は上の表の通りである。SD5100など、長屋王家木簡以外にも重要な木簡が出土しているが、ここではSD4750出土の「長屋王家木簡」に限って取り上げることとする。

遺構は幅3m、長さ27mの南北に長い溝である。溝とはいえ南北両端は途切れており、堆積状況も流れた痕跡を見いだしがたく、土坑というべきかも知れない。いずれにせよ大量の木簡があまり時をおかずに廃棄されたと考えられるから、一括遺物として極めて質の高い資料となる。木簡に記す年紀は和銅4年(711)から靈龜2年(716)の間におさまる。以下、木簡の概要を述べる(5頁木簡釈文参照)。

文書木簡 まず文書木簡をみると、「移」「符」といった文言をもつもの(1~4)、「進上」という語句のあるもの(5~7)、米の支給に関わるもの(8~11)などが特に多い。

1は治部省の雅楽寮から長屋王の家令所に対して、倭儻として平群朝臣広足なる人物の派遣を依頼した木簡であり、2は長屋王の正妻吉備内親王の命を受けて筥入女をつかわすよう要請したものである。3も差出者の「少書吏国足」の一致からみて、吉備内親王家から発行された木簡であろう。このように、「移」「符」といった公式令にみられる文言を持つ文書木簡は、人や物を請求した内容が多く、その宛先としては「長屋王家令所」「奈良務所」のほか単に「務所」「司所」等とするものも多い。

5~7は冒頭に差出の主体を記す。それらは「司」「菌司」「御田司」などに地名を冠し、以下、進上した品目・年月日・責任者と続く。内容はそれぞれの場所から野菜等を進上したときの送り状である。こうした送り状の差出の責任者名を検討すると、たとえば7の忍海安麻呂が13の木簡にも登場し、そこでは上日(出勤日数)報告の対象となっていること、あるいは同じ

出土遺構	点数
八坪の南北溝 SD4750	約40000点
東二坊坊間路西側溝 SD4699	約400点
東二坊坊間路東側溝 SD4701	7点
二条大路上の東西溝 SD5100	整理中
一坪東端の不整形土壙 SK5074	12点
二条大路南側溝 SD5165	1点
三条条間北小路北側溝 SD4361	3点
井戸(8基)	計18点

13にみえる秦広嶋と同一人と考えられる人物が10の木簡では米支給の担当官となっていることなどが判明する。したがって彼らは長屋王家に所属する官人であり、王家は各地の土地に彼らを派遣して直接管理していたことが推定できる。御田や御菌の所在地としては、山背、耳梨、木上の他に大庭、片岡、佐保、矢口、山口、洪川などが木簡から判明し、奈良盆地南部をはじめ一部大和の周辺の国にも及んでいる。

次に8～11に例示したような米支給の木簡である。点数からいえば、これが文書木簡中最も多数を占め、長屋王家木簡の主体をなす木簡群と言ってよい。いずれも支給先+米の量+受取人+日付+支給担当者という同一の書式をもつ。これらの木簡の特徴としては次の諸点を指摘できる。①支給担当者および受取人は名のみであり姓を記さず、日付も年がなく月日のみかあるいは日だけというように、全体的に省略と思われる簡略な記載が目につく。②その日付を検討すると日が連続しているようである。③米の支給量は石・斗といった単位はほとんどなく、少量である。以上のような特徴からみて、これらの米支給が狭い範囲でのやりとりであり、またその支給が日毎に行なわれ、それを記録したのがこのタイプの木簡ではないかと考えられる。そうだとすれば、米の支給を受けた人々もその全てとはいわないまでも、大半が邸宅の中にいたと推定できよう。

8の内親王は吉備内親王のことであろうし、9の山方王子は長屋王の妹の山形女王の可能性が高い。邸宅内にはこうした王の一族のほかにも、多くの人々を抱えていたようである。12、13のような考課あるいは上日の報告にみえる下級役人はもちろんのこと、帳内・仕丁・少子といった雑用係、鋳物師・銅造・皮作・沓縫といった職人、経師・書法模人・帙師といった写経関係かと思われる人々、僧・尼・医者・奴・婢等々である。そしてこれらの人々によって構成される家政機関の組織も復原が可能となり、それによって古代における王族の家政のありかたが解明できるのではないかと期待される。

荷札木簡 15以下は荷札の木簡である。15は「長屋親王宮」と記し、昨年報告した「長屋皇宮」の木簡などともに宛先を明記する荷札木簡がいくつかみられる。こうした木簡の出土によって、発掘地に長屋王が居住していたことが事実となったわけであるが、一方、王を「親王」と称したり、「大贄」の貢進であることを明記するなど大きな問題点を含む木簡であり、今後の検討を要する。

長屋王家の荷札木簡には他に次のような特徴がある。①木簡に記される国に著しい偏りがみられ、国名が判明している20箇国以上のうち、周防・近江・越前の3箇国で全体の約半数を占める。②そのうち周防の塩の木簡は16にみるように荷札としての書式を比較的整えているが、近江や越前などは17、18のように、しばしば国名・個人名・税目・年月などを省略している。こうした荷札木簡の特徴は、あるいは長屋王家と密接な関わりのある封戸の可能性も考える必要がある。また、この他にも都祁に氷室があり、長屋王家が直接管理をしていたものと考えられるなど、王族の家政経済を窺わせる史料が多い。

意義と課題 木簡の内容から、奈良時代初期における当該地（左京三条二坊一・二・七・八坪）の居住者を特定できたことの意義は大きい。これまでも、藤原不比等邸や新田部親王邸などの位置が、主として文献史料から考察されてきたが、今回の発見は単にそれらに一例を加えただけのものではない。その重要性はまずなによりも、30,000㎡に及ぶ面積の発掘調査の一環としての木簡の出土であり、遺構と相即的な関係にある点にある。つまり、この場所が長屋王邸であるということは、発掘した奈良時代初期の遺構一つ一つが長屋王邸のものとして認定できるわけであり、検出した遺構を具体的に「解釈」できるという点でこれまでにない成果といえる。

次に溝 SD4750 について言えば、同時に出土した木簡以外の遺物の解釈に大きな影響を及ぼす点である。溝自体が、前記のように、短期間のうちに廃絶していることから、木簡のみならず、伴出した土器・瓦・木器についても先の年代があてはまると考えられる。平城宮出土の遺物の編年に比べて、平城京のそれが不十分であった現状からすれば、SD4750 出土の遺物は今後、奈良時代初期における平城京出土遺物の基準資料となるものと言ってよい。

木簡の内容と意義は既述のとおりであるが、全体に関わる問題として次のような点をあげることができる。

第一に、木簡の構成から見ると文書木簡の比率が高く、中でも米支給の帳簿木簡が多い点である。従来の平城宮出土木簡の中にも帳簿の木簡はいくつかあるが、今回のようにまとまって出土したのは初めてであり、帳簿木簡の機能を本格的に検討しうる材料がえられたこととなり、木簡論の深化が期待される。

第二は、木簡の表記の問題である。長屋王を「親王」と記す木簡のみならず、トネリをすべて「帳内」と記したり、あるいは律令の規定に従えば当時の長屋王や吉備内親王では持ちえない「少書吏」といった家政機関の官人の存在など、規定に合致しない表記がいくつか見える。この点もほぼ規定に則った書き方をする平城宮木簡との大きな違いである。これをどう解釈するのかは今後の大きな課題となる。

第三に、ここを長屋王邸とした場合、佐保の宅との関係も問題となろう。長屋王の宅として文献にみえる佐保の宅がすなわちここなのか、この地とは別に佐保に別宅があるのか、議論の分かれるところである。

第四に、妃の吉備内親王については、前述の米支給木簡 8 に被支給者の一人として見えることや、吉備内親王の宮とされる「北宮」を宛先とする 14 のような木簡が出土していることなどから、彼女も王と同じ邸宅内に居をかまえていたのではないかと推定される。一方 2、3 に見えるように、吉備内親王も独立した家政機関をもっており、長屋王家との間に文書のやりとりをしている。したがって、長屋王と吉備内親王との居住形態や、二人の家政機関どうしの関係についても今後の検討課題である。

以上、いくつかの課題をあげるに留ったが、それらは早急に結論付けられるものではなく、十分な議論をつくしていかなければならないであろう。

（寺崎 保広）

〔長屋王家木簡〕

(1) 雅楽寮移長屋王家令所 平群朝臣廣足
右人請因後傳

• 故移 十二月廿四日 少属白鳥史豊麻呂
少允船連豊

220・37・3 011

(2) 吉備内親王大命以符 婢宮入女進出□□

• 五月八日少書吏国足 家令 家扶

(266)・(26)・3 081

(3) 移 奈良務所 專大物皇子右二处月料物及王子等

• 公料米進出 附紙師等 五月九日少書吏置始国足 家令 家扶

241・28・3 011

(4) 移 司所 米无故急々進上又滑海

• 藻一駄進上急々 附辛男 十五日 家令 家扶

299・32・4 011

(5) 山背菌司 進上 大根四束 遣諸月
交葉二斗

• 和銅七月十二月四日 大人

255・30・4 011

(6) 耳梨御田司進上 芹二束 智佐二把
古自二把 河夫鹿二把 右四種進上婢

• 間佐女 今月五日 太津嶋

340・28・4 011

(7) 木上進糯米四斛 各田部逆

• 十二月廿一日忍海安麻呂

208・29・5 011

(8) 内親王御所進米一升

• 受 小長谷吉備
十月十四日 書吏

146・22・3 011

(9) 山方王子進穎稻米二升受余

• 女 七日若麻呂

118・22・3 011

(10) 政人五口米三升七合五夕

• 經師七合五夕 受□万呂
十一月廿二日廣嶋

157・32・4 011

(11) 西宮小子一口米一升受万呂

• 八月廿五日 大嶋

166・24・3 011

(12) 无位出雲臣安麻呂 年廿九
山背国乙当郡 上日 日三百廿
夕一百八十五 〔并五百五〕

(262)・22・6 015

(13) 木上司等十一月日数進 新田部形見日廿七夕廿一
忍海安万呂日卅夕廿六

• 十一月卅日

334・30・9 011

(14) 〔封〕北宮進上 津稅使

300・27・3 031

(15) 長屋親王宮鮑大贄十編

214・26・4 031

(16) 周防国大嶋郡務理里佐伯部波都支御調塩

• 三斗

221・44・6 033

(17) 蒲生郡南原里得衣米五斗

152・17・5 033

(18) 丹生郡大屋里米一石

176・21・7 033